

**改正**

令和2年3月31日告示第12号

令和7年3月31日告示第19号

里庄町販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、本町の産業振興を図ることを目的とし、町内の中小企業者に対し、販路開拓事業に要する費用の一部を補助するにあたり、里庄町補助金等交付規則（平成20年里庄町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 販路開拓 中小企業者が自ら取り扱う商品やサービスの販売先を町外へ拡大させるために行う取組をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 町税、町の使用料及びこれらに類する町の納付金に滞納がないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）と関係があると認められるものでないこと。

(補助対象事業等)

**第4条** 補助金の対象となる事業並びに補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する場合は、対象外とする。

(補助金の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、里庄町販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第

1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の事業着手前に町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象事業の内容が確認できる書類、パンフレット等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第6条** 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、里庄町販路開拓支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更承認申請書等)

**第7条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)が、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、里庄町販路開拓支援事業補助金変更交付(事業中止)申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による里庄町販路開拓支援事業補助金変更交付(事業中止)申請書の提出があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、速やかに、里庄町販路開拓支援事業補助金変更(事業中止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 交付対象者は、事業が完了したときは、速やかに、里庄町販路開拓支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 事業実施にかかる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第9条** 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるきは、里庄町販路開拓支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

**第10条** 前条の通知を受けた交付対象者は、町長に里庄町販路開拓支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を提出し、町長はこれに基づいて補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第11条** 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、里庄町販路開拓支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （4） 提出書類に虚偽があったとき。

2 町長は、既に交付した補助金を返還させるときは、里庄町販路開拓支援事業補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（権利譲渡の禁止）

**第12条** 第6条の規定により決定通知を受けた者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

**第13条** この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和2年3月31日告示第12号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和7年3月31日告示第19号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
国内販路開拓	展示会、見本市、商談会等で、販売を主目的としない国内で開催される展示会等に出展する場合	出展料、展示装飾費、旅費、運搬費、備品使用料、その他町長が特に必要と認めた経費	1 / 2 以内（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。） 10万円を上限とする。
国外販路開拓	展示会、見本市、商談会等で、販売を主目的としない国外で開催される展示会等に出展する場合	出展料、展示装飾費、旅費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、その他町長が特に必要と認めた経費	1 / 2 以内（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。） 10万円を上限とする。
<p>※補助対象経費につき、国、地方公共団体又は公共的団体等から助成を受けるときは、当該補助金額を補助対象経費から控除する。</p> <p>※同一事業実施者の申請は、同一年度において1回までとする。</p> <p>※補助対象経費のうち、旅費については、出展等担当者1名分とする。</p> <p>※補助対象経費のうち、旅費については、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することとする。</p>			